

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第952号 平成27年6月23日

法テラス

「法テラス」というのは、「日本司法支援センター」の愛称で、この中には、「法で社会を明るく照らす、陽当たりの良いテラスのように皆が安心できる居場所を目指す」という思いが込められているとの事です。

「法テラス」は、総合的な法律支援に関する事業を迅速、かつ、適切に行うために、国が2006年（平成18年）に設立した独立行政法人で、同年10月から業務が開始されています。

我が国では、訴訟社会といわれている米国と比較すると、トラブルが生じた時に弁護士等を通して司法の場で解決しようとするケースは非常に少ないのが実態です。

米国は、多民族、多文化社会であり、トラブルが生じた場合は司法的に解決する方が決着を付け易いという事情があるのだと思います。それに比べると、我が国の場合は、訴訟で解決しなければ埒が明かないというケースそのものが少ないといえますが、私達自身がそもそも訴訟を敬遠しているという事も、訴訟が少ない背景にはあるように思います。

「裁判沙汰になる」という言葉は、裁判所に訴え訴訟事件として争うという意味ですが、必ずしも良い意味で使われている訳ではありません。それは、裁判所が庶民の目からは極めて遠い存在であり、裁判で争うというのは余程の事という感じがあるからだだと思います。なので、何かのトラブルで裁判を起こされたりすると「訴訟に巻き込まれた」というようにネガティブな受け止めをする人が多いのだと思います。

更に、訴訟が少ない背景には、

- 手続きが煩雑で、面倒
 - 弁護士が身近にいないため、簡単に相談出来ない
 - 法的に解決しようとするれば、弁護士費用等のお金や時間が掛かる、
- といった印象が強い事も上げられます。

昨今、悪質商法や、多重債務の金銭トラブル、交通事故での保障問題、更にはDVやストーカーによる被害等司法的に解決する事が望ましい問題が増えており、内閣府の世論調査においても「10年前に比べて、法的トラブルは社会全体として増えている」と感じている人は87.9%もいます。しかし、その一方では、近くに

相談出来る弁護士がいない、あるいは経済的な理由で弁護士に相談出来ないといった、いわゆる司法弱者も少なくありません。こうした司法弱者に対して、刑事・民事を問わず、国民の皆がどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにしようという構想の下で設立されたのが「法テラス」なのです。

この「法テラス」は、法律サービスの拠点として本部（東京）の他全国に109の事務所を設け、総合法律支援法第30条第1項に基づき法律問題の解決に役立つ情報提供や経済的に余裕のない方に対する無料法律相談、民事裁判等に係る弁護士費用等の立替え、法律サービスへのアクセスが容易でない地域における有償での法律サービス等の業務を行っています。

こうした中、政府は、「法テラス」の業務拡充を柱とする総合法律支援法改正案を今国会に提出しました。

その改正案における特徴的な点として、

- ・ 認知症等で自己の権利の実現が妨げられている恐れのある人（特定援助対象者）を支援するための行政不服申立手続に要する実費の立て替えが出来るようにする事
- ・ 特定援助対象者であって、弁護士等のサービスが期待出来ない場合に、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な法律相談を受けられるようにする事
- ・ 著しく異常かつ激甚な非常災害の際、被災地で法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められる場合に、生活の再建に当たり必要な法律相談を受けられるようにする事
- ・ ストーカー等の特定侵害行為を現に受けている疑いがあると認められる人を援助するため、被害の防止に関して必要な法律相談を受けられるようにする事

を上げる事が出来ます。

高齢化が進展する中認知症の方が急速に増えており、しかも、こうした方々が詐欺等の被害者となるケースは後を絶ちませんし、DVやストーカーによる被害も急増しておりますので、「法テラス」がこうした方々の支援に積極的な姿勢を示すという事は、時宜にかなった事であり、評価出来ると思います。

「法テラス」の活動に対しては、地域の弁護士会の中には「民業圧迫」と警戒感を持っているところがあると聞きますが、法的弱者の支援、救済という国民のニーズに対しては「法テラス」のみならず弁護士会としても応えて行く責任があると思いますので、「総合法律支援法の改正を一つの契機として両者の今後一層の連携を期待したいものです。

（塾頭 吉田洋一）